

一期一会

「身近な情報技術との関わり方—子どもの健全育成のために—」

千葉県立四街道高等学校
生徒会会長 新城 陽太

インターネットの普及をはじめ、情報技術は急速な進化を遂げている。中でも、スマートフォン（以下、「スマホ」とする。）は、現在の生活には欠かせないものとなっている。スマホが1台あれば、電子メールや電話に加え、ワード検索機能など、辞書やコードレス電話機を持ち運ばなくても事足りる時代となった。確かに、便利な時代となったことは間違いないが、同時に、誤った使い方をすれば、子どもの成長を妨げるものとなりうる可能性もはらんでいるのではないだろうか。

現在、まだ幼い子どもがスマホを持っている場面を見かけるようになった。スマホ1台を所持していれば、知りたいときに知ることができたり、動画サイトに掲載されている解説動画を視聴することができたりと、勉強に役立つサイトも多数あるが、同時に、問題点もある。

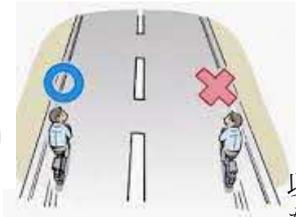
1つ目は、AIによって作文等を作成できるアプリケーション（以下、「アプリ」とする。）の存在である。あるメディアによれば、次のような事例があった。夏休みのある日に、小学生が宿題の読書感想文に取り組んでいたのだが、この小学生は読書が大変苦手であり、毎年、読書感想文を書くことに苦勞していた。翌日、この小学生は、自分で書いたとは思えない程に完璧な文章を、兄のもとに持ってきた。例年、弟が読書感想文に苦勞していることを知っていた兄は、弟に確認したところ、アプリを使用して読書感想文を仕上げたことが分かった。このように、技術の進歩により、AIが作成する文章は、人間が見ても立派なものであることがある。しかし、読解能力は社会に出てからも必要とされる大切なスキルである。それを子どものときに身に付けるためにも、これらの技術の使い方には注意する必要があると考える。

2つ目は、SNSによるコミュニケーションの難しさである。最近では、SNS関連のトラブルに関するニュースを見かけることが多くなった。友達との連絡が気軽にできるようになった反面、心ない言葉の使用や仲間外れにされたことで、心に深く傷を負ってしまうことも起きている。学校では、SNSトラブルに関するビデオ視聴や防止対策を行っていることにより被害を抑えているが、社会全体でみると、完全には抑えられていないことも確かである。トラブルに遭遇した人は、心に深い傷を負って、その後の社会生活に影響が出てしまう事例もあると学んだ。よって、私は、年齢に見合った使い方をすべきであると考えます。

3つ目は、ネット依存の問題である。スマホ依存症という言葉をよく耳にする。肌身離さず持っていないと精神状態の安定が得られない人もいるとのことである。それでは、勉強にも支障が出てしまい、集中できなくなってしまうたり、夜遅くまでスマホを見てしまうことにより、睡眠不足になってしまったりすることも考えられる。

以上、3つの問題点を例示したが、私は、子どものスマホとの付き合い方を、社会全体でもっと熟慮すべきだと考える。少子高齢社会である現在、子どもは大切な存在である。大事に育てほしい。子どもの未来は、大人が適切に守っていくべきだ。そういう大人に、私はなりたい。

当センターでは子どもと保護者の悩み相談を受け付けています
四街道市青少年育成センター（月）～（金） 9：00～17：00
相談専用電話 043-423-0066 フリーダイヤル 0120-423-006
青少年育成センターへは市役所第二庁舎からも裏側通用口を利用して入ることもできます



自転車での交通違反に罰金(16歳以上) 反則金は5000円から1万2000円程度

今年5月に改正道路交通法が成立し、2年(2026年)以内に自転車での右側通行やスマホを使用しながらの運転など113の違反行為に罰金が科せられるようになります。市内での補導活動中にも、スマホを見たり、イヤホンをつけたりして自転車を運転している風景は多く見受けられます。これらの行為は罰金を科されるからではなく、歩行者や運転者の安全の観点からも遭遇した場合は声かけをお願いします。

罰金の対象例

※右側通行はダメ・・・車道の左側を走らなければなりません。

※徐行しないで歩道を走るのはダメ・・・自転車の通行を許可している歩道は、歩行者優先

※一時停止違反はダメ・・・「止まれ」の標識や道路表示には従わなければなりません。

※「ながら」運転はダメ・・・「傘をさしながら」、「携帯電話をしながら」、「イヤホン、ヘッドホン」

※信号無視はダメ ※遮断踏切への立ち入りはダメ ※ブレーキ不良はダメ

※夜間の無灯火はダメ ※並進通行はダメ ※飲酒運転はダメ

※ なお、酒酔い運転や酒気帯び運転、携帯電話を使用しながら事故につながるような危険運転をした場合は「赤切符」を交付され、刑事罰の対象になります。

自転車に乗る時はヘルメットをつけよう



昨年4月から自転車乗車時の着用が努力義務になりましたが、ヘルメットをかぶっている青少年は少ないようです。(警視庁の7月の調査によると「着用率は17%」) また自転車乗車中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて約1.9倍高くなっています。(警視庁のHPより) このことからヘルメットを着用して自分の命は自分で守ることが重要です。日常生活で小さい子どもからお年寄りまで、通勤通学はもちろん買い物や健康のためのサイクリングなど自転車に乗る機会が多いと思います。中高校生は髪形やスタイルを気にして着用しない人も多いようです。事故に遭遇してからでは遅いです。ヘルメットの着用が普通感覚になるようお互いに声かけをしていきましょう。

○9月の相談活動 [42件]

電話	15	来所	25	訪問等	2
----	----	----	----	-----	---

○9月の不審者情報

今年度はまだ一度も「不審者情報よめーる」を発信していませんが、軽易な情報はあります。地域での見守り活動をお願いします。

○11月の街頭補導予定(14回)

1日(金)A	7日(木)D	8日(金)B	11日(月)D	12日(火)E	14日(木)C	15日(金)E
18日(月)B	20日(水)C	21日(木)E	22日(金)D	25日(月)E	26日(火)C	27日(水)D

A 7:30-8:30 B 10:00-11:00 C 14:30-15:30 D 16:30-17:30 E 17:30-18:30 F 18:30-19:30